

平成20年度 【関東地区】臨時中央審査実施要項

1.期 日 平成20年10月11日(土)・12日(日) 9:00(会場開館8:00)

2.会 場 『ぐんま武道館弓道場』...群馬県前橋市関根町800 TEL 027-234-5555
(道順) JR両毛線「前橋」駅下車,北口バスターミナル から総合スポーツセンター行きに乗車,終点下車すぐ。
タクシー利用の場合は約5分。自家用車利用の場合は,関越自動車道「渋川・伊香保IC」から前橋方面,
下箱田信号右折,約15分。

3.審査日程・種別

月 日	開館時間	開始時間	種 別
10月11日(土)	9:00	10:00	錬 士
10月12日(日)	9:00	10:00	六 段 ・ 七 段

4.受審資格 下記条件を満たす者。

種 別	受 審 資 格
六 段	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年10月12日まで
七 段	平成19年度関東地区臨時中央審査における六段合格者まで
錬 士	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年10月11日まで

5.審査方法 六段の部：行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射：第一次審査の要領で行う。
- (2)学 科：学科(筆記)試験を行う。

七段の部：行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射：第一次審査の通過者について,第二次審査を行い候補者を決定する。
- (2)論 文：候補者に対し,指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし,審査後15日以内に提出するものとする)

錬士の部：行射,面接及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射：第一次審査の通過者について,第二次審査を行う。
- (2)面 接：行射の第一次審査の通過者について人物,見識及び指導力を査定する。
- (3)学 科：学科(筆記)試験を行う。

6.受審の申込について

- (1)方 法：所定の用紙により審査料を添えて,所属地連を経由して申請すること。
- (2)締切日：平成20年8月12日(火) 締切厳守 県連締切 8月2日(土)
- (3)申込先：〒101-0051東京都千代田区神田神保町2-40-11横田ビル5F
(財)全日本弓道連盟 分室 「関東地区臨時中央審査係」宛
TEL 03-6273-2474 / FAX 03-6273-2475

7.注意事項

- (1)申込書の申請には,所属地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は,必要事項を楷書で判りやすく,明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみのみ)。ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は,下部空欄に記入すること。
- (3)申込書に虚偽の記載があった場合は,審査の結果が無効となることもある。
- (4)受審者は,開始時刻までに会場へ集合すること。
- (5)受審者は,全員和服を着用し,必ず本連盟会員章をつけること。
- (6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は,棄権したものとみなす。
- (7)立射で受審する際は,審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして,その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し,地連会長の認証を受けて申し込むこと。
- (8)受審者多数の場合は2会場で開催,申込み締切後,所属地連会長宛に通知する。会場は下記。
『高崎市営弓道場』...群馬県高崎市浜川町1522 TEL027-344-1551
(道順) 自家用車利用の場合は,関越自動車道「前橋IC」から高崎方面,高崎経済大学付属高校入り口を右折,約30分。タクシー利用の場合はJR「高崎駅」下車,約20分。

8.その他

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により,以下の関係資料について下記取り扱いの旨,承諾を得たものとする。

ただし,下記(3)の本連盟機関誌・ホームページへの掲載に関しては,本人より不同意の申し出があった場合は,公開を停止する。

- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名,所属地連,年齢,既得の称号及び授与年月,既得の段位及び認許年月,その他特記事項)
- (2)立順表への記載(氏名,所属地連)
- (3)審査結果報告として,加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名,所属地連,既得の称号または段位)

平成20年6月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 群 馬 県 弓 道 連 盟